

令和 7 年 3 月 2 1 日 宣 告 令 和 6 年 (わ) 第 1 1 8 2 号 収 賄 被 告 事 件 (被 告 人 A 関
係)、贈 賄 被 告 事 件 (被 告 人 B 関 係)

判 決
主 文

5 被告人 A を懲役 1 年 2 月 に、被告人 B を懲役 1 0 月 に処する。
被告人 両名 に対し、この裁判が確定した日から 3 年間それぞれその刑の
執行を猶予する。

被告人 A から神戸地方検察庁で保管中の一万円札 5 枚 (同庁令和 7 年 領
第 4 4 号 符 号 3 ないし 7) を没収する。

10 被告人 A から金 1 5 万円を追徴する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人 A は、特別地方公共団体である阪神水道企業団において、令和 4 年 1 0 月
1 日から技術部浄水管理事務所主査として、所管施設の維持管理、所管施設の工事
15 の設計、実施及び監督等に従事していたもの、被告人 B は、土木工事の請負等を営
む株式会社 C において、令和 5 年 9 月 1 日から代表取締役として、同社における公
共工事及びその入札手続に係る業務等を統括していたものであるが、

第 1 被告人 A は、前記 B から、令和 6 年 9 月下旬頃、兵庫県尼崎市田能 5 丁目
1 1 番 1 号 阪神水道企業団猪名川浄水場管理棟において、前記企業団が同月 9 日
20 に関札執行した尼崎浄水場舗装補修工事の条件付き一般競争入札 (事後審査型) に
関し、同工事の受注等について前記会社に有利かつ便宜な取り計らいを受けたこと
に対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるも
のであることを知りながら、現金 2 0 万円 (主文掲記の一万円札は、そのうちの一
部である。) の供与を受け、もって自己の職務に関して賄賂を収受し

25 第 2 被告人 B は、前記第 1 記載の日時場所において、前記第 1 記載の趣旨の下
に、前記 A に対し、現金 2 0 万円を供与し、もって前記 A の職務に関して賄賂を供

与し

たものである。

(量刑の理由)

本件賄賂の供与や収受に先立ち、阪神水道企業団が発注する工事の入札に関して、
5 予算取りの見積業者に、株式会社 C を指定した上、過大な利益を見込んだ見積書が
了承され、3 社見積時の他の依頼先 2 社の選定を被告人 B に委ねた上で、株式会社
C の見積書を採用したなどの同社に対する有利かつ便宜な取り計らいが行われた。
前記入札においては、参加した他の業者は、いずれも、株式会社 C の入札金額よりも
1 0 0 万円近い低額で応札して、最低制限価格を下回って失格となり、株式会社 C
10 が落札した。

地方公務員である被告人 A が、かかる便宜を図った謝礼等として現金 2 0 万円を
収受したことは、公務員の職務の公正を著しく害し、これに対する信頼を失墜させ
るものであって厳しい非難を免れない。

被告人 B は、自身が代表取締役を務める会社の利益を図るために、現金 2 0 万円
15 を供与し、同社が相応の利益を得て、公務員の職務の公正を害しているのであり、
相応の非難は免れない。

賄賂の金額が 2 0 万円と同種事案に比して特に高額ではないにしても、被告人両
名の刑事責任はそれぞれ重い。

その上で、被告人 A については、前科はなく、本件を認めて反省の弁を述べてい
20 ること、本判決確定により失職が見込まれることなどの一般情状を考慮すれば、執
行猶予を付して社会内での更生の機会を与えることが相当である。

また、被告人 B については、前科はなく、本件を認めて反省の弁を述べているこ
と、取締役を解任されたことなどの一定の社会的制裁を受けていることなどの一般
情状を考慮すれば、執行猶予を付して社会内での更生の機会を与えることが相当で
25 ある。

(検察官濱田剛、被告人 A 私選辩护人戸谷嘉秀 (主任)、同五島常太、被告人 B

私選弁護人小西基皓各出席)

(求刑 被告人 A につき懲役 1 年 2 月、主文同旨の没収及び追徴、被告人 B につき懲役 1 0 月)

令和 7 年 3 月 2 1 日

5 神戸地方裁判所第 1 刑事部

裁判官 桂川 瞳